

# 飲食店等に給付金 10 万円を支給します



## しこちゅ〜（四国中央市）飲食業者等**激励**給付金事業

国の緊急事態宣言が出された4月16日から継続して市民生活に必要な生活衛生関係のサービスを提供している飲食業、理容業、美容業を営む事業者に対し、事業継続を支援するため激励給付金を支給します。

9月1日、地域公共交通を担うタクシー事業者を対象業種に追加しました。

10月5日、クリーニング所（取次店を除く）、あん摩マッサージ・はり・きゅう施術所、柔道整復施術所、密接不可避業者（エステサロン、ネイルサロン、整体等）を対象業種に追加しました。

**11月9日、旅行業者、旅館業者、酒類販売業者、食肉魚介類販売業者、冠婚葬祭業者、生花販売業者を対象業種に追加しました。**

**<対象となる事業者>** 下記の全ての条件を満たす中小企業者（個人事業主を含む）

### ① 市内に事業所、店舗を構える事業者であること

- ・法人の場合：四国中央市に本店があるもの
- ・個人事業主の場合：四国中央市に住民登録があるもの



### ② 飲食業者（飲食店営業、喫茶店営業）、理容業者、美容業者、タクシー業者

クリーニング所（取次店を除く）、あん摩マッサージ・はり・きゅう施術所、柔道整復施術所、密接不可避業者（エステサロン・ネイルサロン・整体等）、旅行業者、旅館業者、酒類販売業者、食肉魚介類販売業者、冠婚葬祭業者、生花販売業者

※飲食業者については、専ら飲食の用に供する常設の客席（休憩の用を兼ねる客席を除く。）を備えた店舗に限る

### ③ 令和2年4月16日時点及び申請日時点において上記の業種を営んでいること

### ④ 市税の滞納（猶予を除く）がないこと

**給付額** 1事業者一律 **10万円**（1事業者1回限りの申請）

※既に本給付金を受給している事業者は他の業種での受給はできません。

**<お問合せ先>** 四国中央市産業支援課 0896-28-6186

申請書類、申請方法等は裏面をご覧ください。



＜申請書類＞チェックリストとしてご利用ください。

すべて整ったことを確認の上郵送にてご提出下さい。

- 申請書
- 市税の納付状況確認同意書
- 誓約書
- 申請時の必要書類チェックリスト

市ホームページで書類のダウンロードや記入例の確認ができます。市内の各窓口センターでも入手できます。  
郵送を希望される場合は、産業支援課までご連絡ください。

- 当該申請日時点で有効な許可証など

【飲食業・食肉魚介類販売業】 営業許可証の写し

【理容・美容・クリーニング業】 検査済証又は検査確認証の写し

【タクシー業】 事業経営許可書又は事業譲渡譲受認可書の写し

【あん摩マッサージ・はり・きゅう・柔道整復師】 開設届又は開設届出済証の写し

【密接不可避業・冠婚葬祭業・生花販売業】 開業届出書又は法人設立届出書の写し（税務署へ届出済のもの）

【旅行業】 登録票の写し

【旅館業】 許可証の写し

【酒類販売業】 免許通知書の写し又は証明書の写し

- 営業の実態が確認できるもの（直近の確定申告書の写し（税務署での受付が確認できるもの）等） ※主たる業種として申告していない場合は、当該事業を営業していることが分かる書類（事業概況説明書・決算書等）を添付してください。

- 営業の形態が確認できる書類等（店舗の外観、内観写真等）

- 本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証等）



＜申請方法＞※感染症の拡大防止のため、原則として郵便申請をお願いします。

郵送先

〒799-0497

四国中央市三島宮川4丁目6番55号 四国中央市産業支援課給付金係 行

提出締切

令和2年12月25日（当日消印有効）